

平成 29 年度

第 4 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 29 年 7 月 5 日 (水) 午後 3 時 00 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 農地利用最適化推進委員候補者の承認について

議案 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 3 農用地利用集積計画 (平成 29 年 8 月 1 日公告) の決定について

議案 4 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 5 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 6 非農地証明申請について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
(庄原)				(東城)			
1	中谷 憲登	○		22	川本 輝磨	○	
2	入田 正義	○		23	山田 喜章	○	
3	世良 昭宣	○		24	長谷 時男	○	
4	佐々木 美千江	○		25	田森 光洋	○	
5	沖田 至	○		26	藤井 佳子	○	
6	塩谷 良三	○		27	明賀 美伸	○	
7	田邊 良三	○		28	柳生 卓三	○	
8	倉本 寿憲	○		29	高坂 勝博	○	
9	植木 登夫	○		30	竹田 弘稔		○
10	伊藤 忠明	○		(口和)			
11	尾原 春良	○		31	澁川 玉素	○	
12	横田 光生	○		32	前田 憲二	○	
13	木村 英宗	○		33	岩瀧 功	○	
14	原田 武次	○		34	道下 和子	○	
15	増谷 克則	○		(高野)			
(総領)				35	長瀬 裕浩	○	
16	佐々木 聖	○		36	横谷 康幸		○
(西城)				37	島津 秀樹	○	
17	森兼 貢	○		38	向田 純子	○	
18	前本 旭		○	(比和)			
19	田邊 幸美		○	39	松長 百合子	○	
20	田澤 信雄	○		40	三上 静馬		○
21	樋口 研二	○		41	松島 哲明	○	
				42	井西 一行	○	

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	森末 博雄		○
係長	岸 泰弘	○		係長	杉谷美和紀	○	
主任	成相美保子	○		(高野出張所)			
主任	森戸 活美	○		出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主任	長谷川和也	○	
出張所長	清水 勇人		○	(比和出張所)			
係長	長谷 明秀	○		出張所長	小田 雅平		○
				係長	石田 泰清		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	日野原 収		○	出張所長	國上 章二		○
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

局長：ただ今より、平成29年度第4回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は 18番前本委員、19番田邊委員、30番横谷委員、36番横谷委員、40番三上委員からの欠席の

届出をうけております。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 37名 です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。39番松長委員さんと41番松島委員さんの両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いします。

議長：それでは、議案第1号「農地利用最適化推進委員候補者の承認について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案資料にて、候補者を読み上げる 以下 略)

議長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10番伊藤 前回の農業委員会での中間報告で、50名の定員を超えた応募があったと聞いているが、今回、候補者は定数の50名に絞られている。この候補者選定にいたるまでの経過説明をお願いします。

農地係長：農地利用最適化推進委員については、地区ごとに定数を定めて公募する事とされている。募集期間終了までに54名の方が申込をされました。そのうち、1名は農業委員と農地利用最適化推進委員の両方へ申込をされた方でした。庄原、高野、比和の各一地域で定数が1名に対して2名の申し込みがありました。

定数を越えた地域についてどのようにしていくかについて、6月5日開催の役員会にて審議そして人選をし、今回の候補者議案として提案しております。

議長：その他ありませんか

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

議案第1号「農地利用最適化推進委員候補者の承認について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。それでは受付番号15番から18番の4件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁): (議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議長: 以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10番伊藤 受付番号18番について、所有権の2分の1移転とあるが、この土地の残り2分の1は誰が所有しているのか。

事務局員 今回の譲受人が、2分の1所有している。

議長: その他ありませんか

(なしの声あり)

議長: ないようですので、採決に移ります。

「農地法第3条の規定による許可について」

受付番号15番から18番までについて一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか

議長: ないようですので受付番号15番から18番を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議長: 続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁): 説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成29年6月期の申出分については、別紙 「平成29年8月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議長: 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長: 無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号5から9の5件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概要)

受付番号5

位 置 等：説明資料の3ページから4ページに記載
転用事由：車庫
他 法 令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続き中

受付番号6

位 置 等：説明資料の3ページと5ページに記載
転用事由：宅地
資金計画：全額自己資金
他 法 令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続き中

受付番号7

位 置 等：説明資料の3ページと6ページに記載
転用事由：墓地、駐車場
資金計画：全額自己資金
他 法 令：道路改築申請、墓地経営許可いずれも手続き中
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続き中

受付番号8

位 置 等：説明資料の3ページと7ページに記載
転用事由：墓地
資金計画：全額自己資金
他 法 令：墓地経営許可手続き中
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続き中

受付番号9

位 置 等：説明資料の3ページと8ページに記載
転用事由：賃貸長屋住宅
資金計画：借入資金と自己資金
他 法 令：道路改築申請手続中
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：都市計画区域の用途指定地域であり農振除外手続き不要

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

それでは受付番号5から9の5件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：それでは受付番号5から9について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号5から10の6件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号5

位 置 等：説明資料の3ページと9ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

資金計画：全額自己資金

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：手続き中

受付番号6

位 置 等：説明資料の3ページと10ページに記載

転用事由：宅地

資金計画：借入資金と自己資金

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：農用地指定されておらず農振除外不要

受付番号7

位 置 等：説明資料の3ページと11ページに記載

転用事由：合併浄化槽設置・庭

資金計画：全額自己資金

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：手続き中

受付番号8

位 置 等：説明資料の3ページと12ページに記載

転用事由：住宅

資金計画：借入資金と自己資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：都市計画区域の用途指定地域であり農振除外手続不要

受付番号9

位置等：説明資料の3ページと13ページに記載
転用事由：農家住宅
資金計画：全額借入資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続き中

受付番号10

位置等：説明資料の3ページと14ページに記載
転用事由：住宅
資金計画：全額借入資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：手続き中

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：それでは採決に入ります。
それでは受付番号11について、申請のとおり許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議長：受付番号11について、事務局の説明を求めます。また、議事参与の制限により、原田委員は退席されます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号5

位置等：説明資料の3ページと15ページに記載
転用事由：住宅
資金計画：全額借入資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：都市計画区域の用途指定地域であり農振除外手続不要

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：それでは受付番号11について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第6号「非農地証明について」を上程します。
受付番号11から14の4件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号11

位置等：説明資料の3ページと16ページに記載

潰廃事由：昭和55年頃に杏、ヒノキを植えたが、ヒノキ大きくなり山林化した。

現地確認：ヒノキが植生し山林となっているため農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号12

位置等：説明資料の8ページと11ページに記載

潰廃事由：平成元年頃から耕作不便、労働力不足のため耕作しなくなり原野化した。

現地確認：笹、かやの繁茂した原野で農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号13

位置等：説明資料の18ページと19ページに記載

潰廃事由：以前は畑であったが次第に耕作しなくなり、平成5年頃から宅地として利用していたと顛末書に記載されている。

現地確認：庭木が植えられた庭であり農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号14

位置等：説明資料の6ページと20、21ページに記載

潰廃事由：労働力不足により昭和50年頃から耕作をやめ現在に至る。

現地確認：竹、低木が繁茂し原野化しており、農地として復旧することが困難と現地確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

それでは受付番号11から14の4件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：それでは受付番号11から14について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後2時23分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成29年7月5日

議 長
(川本輝磨) _____

39 番委員
(松長百合子) _____

41 番委員
(松島哲明) _____